

事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：南アフリカ共和国（以下、「南アフリカ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：南アフリカ全土
- (3) 案件名：グリーンファイナンス推進事業
- (4) L/A 調印日：2024 年 9 月 30 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における再生可能エネルギーの現状・課題及び本事業の位置付け

南アフリカの電源構成はその大半を石炭火力発電に依存しており、2021 年時点で全体の 84%を超えている。また 2000 年代に入ってから、人口増加や経済成長などにより電力需要が高まったものの発電量が増えなかったために十分な電力供給ができず、長年にわたって断続的な計画停電が発生し、現在も日によって数時間にわたる停電があり市民生活にも甚大な影響を及ぼしている。南アフリカ政府は、気候変動への危機感と電力不足の解消のため、グリーンエネルギーへの転換と電源構成の多様化を推進しており、電力不足解決のため Eskom（南アフリカ電力公社）の改革や発電能力向上に対する民間資金動員を促進するなど新たな取組を発表した。2019 年には、2030 年までのエネルギー政策を定めた電力統合資源計画（Integrated Resource Plan（以下、「IRP」））を発表し、再生可能エネルギーによる発電比率を 39.6%まで引き上げることで、石炭火力による発電比率を 43%に縮小する目標を掲げている。この目標を達成するには約 356 億ドルの資金が必要と推定されている。

本事業では、南部アフリカ開発銀行（Development Bank of Southern Africa Limited、以下「DBSA」という。）への長期融資を通じて、上記の再エネ分野を中心としたインフラ事業等への融資を推進することで、同国におけるグリーンファイナンスの拡充をすすめ、もって同国の持続的な経済発展に寄与するものである。

(2) 当該国における再生可能エネルギーセクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

「対南アフリカ共和国 国別開発協力量針」において、「持続的な経済成長に向けたエネルギーや電力、水、運輸分野を中心とした質高インフラ整備を加速させるため、公的資金だけでなく、日本企業を含む民間資本による事業実施も視野に入れた案件形成・計画策定を支援する」とあり、本件はその方針にも合致する。加えて国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）で締結された「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」に関連して、南アフリカの脱

炭素化に向けた 2023～2027 年の投資計画をまとめた「公正なエネルギー移行投資計画（JET-IP）」が 2022 年 11 月に発表され、再エネを含む電力分野が重要分野の 1 つとして挙げられている。JET-IP 促進のため、欧州投資銀行（EIB）は DBSA に対して 2 億ユーロの融資を決定し、DBSA は EIB からの資金を含む計 4 億ユーロを南アフリカ国内の再エネプロジェクトに融資することを予定している。

JICA は、DBSA に対しては無収水対策を目的とした専門家の派遣を 2021 年から実施し、また 2024 年よりグリーンファイナンス専門家を新たに派遣。また、JICA グローバルアジェンダ（JGA）の「資源・エネルギー」課題に関する協力量針として、再エネ導入促進を掲げている他、対南アフリカ共和国 JICA 国別分析ペーパー（JCAP、2024 年 3 月策定）においても同国の主要な開発課題の 1 つとして電力セクターを挙げており、電力需要の増加に対処するため再エネ導入等の必要性を記述しており、本事業はこれらの方針および分析に合致する。

（3）他の援助機関の対応：特になし

3. 事業概要

（1）事業概要

① 事業の目的

本事業は、南アフリカにおいて DBSA への長期融資を行うことにより、南アフリカ国内における再エネ事業等に対する融資を推進することで、同国におけるグリーン・インフラを整備の促進を図り、もって同国の持続的な経済発展に寄与するもの。

② 事業内容

DBSA に対する長期融資を行い、DBSA の再エネ（風力・太陽光・バッテリー等）に取り組む事業者への融資（グリーンファイナンス）を促進する。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：DBSA からの融資によって整備された再生エネ設備から直接電力供給を受ける利用者

最終受益者：南アフリカ国内の電力系統網におけるすべての利用者

（2）総事業費：150 百万米ドル（うち海外投融資対象額：100 百万米ドル）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）：2034 年 9 月

（4）事業実施体制

1）借入人：DBSA

2）保証人：なし

3）事業実施機関：DBSA

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担：特になし

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 : FI
- ② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布、以下「JICA 環境ガイドライン」という。)上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。
- ③ その他・モニタリング : 本事業では、DBSA が持つ環境社会配慮制度 (Environmental and Social Safeguard Standards) 及び「JICA ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が採られることになっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A は含まないことを合意済。主な資金用途は太陽光発電事業等への融資。

(7) 横断的事項 :

本事業は、DBSA への融資を通じて南アフリカの再エネ事業に対する融資の推進を図り、環境・社会問題の改善に資すると共に、温室効果ガスの削減を通じて気候変動の緩和に寄与する可能性がある。

(8) ジェンダー分類 :

【対象外】 ■GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由> 審査でジェンダー主流化ニーズを確認したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するには至らなかったため。

(9) その他特記事項 : 特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値	目標値 (2027 年) (貸付実行期間満了から3年後)
JICA 融資による再エネ事業向け 融資残高 (USD million)	0	100
JICA 融資による再エネ事業 借 入人者数 (社)	0	3

(2) 定性的効果 : DBSA におけるグリーンファイナンス審査・実施能力の強化

(3) 内部収益率 : 本件はバンクローン案件であるため、EIRR (経済的内部収益率) 及び FIRR (財務的内部収益率) は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インド向け円借款「新・再生可能エネルギー支援事業」(2011年度～2016年度)等の事後評価において、再エネ事業は完成後運用時においても政策・経済・自然状況の変化により影響を受けやすいため、仲介金融機関による融資先事業のモニタリング体制を構築すべきであるとの教訓を得ている。DBSAは監査・リスク委員会の下で企業リスク管理を測定する枠組を有しており、リスクカテゴリーの分類や各部門における責任の所在が明確に示され、それらに則った案件監理が実行されていることを審査において確認した。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題、開発政策、並びに、我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、また再エネ等の事業者の金融アクセス改善を通じて環境・社会問題の改善に資するものであり、SDGsゴール7(クリーンエネルギー)及び13(気候変動対策)等に貢献すると考えられることから、本件支援の意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標：4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール：貸付実行期間満了から3年後(2027年12月頃)に事後評価を実施。

以 上